

平成 27 年 6 月 18 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（19 日間）

平成 27 年 6 月 22 日（月）午前 9 時 30 分から

平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 6 月 29 日（月）から平成 27 年 7 月 10 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年7月10日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年7月10日までに定年に達する職員
- （4）平成27年6月22日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年6月22日から平成27年7月10日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成27年7月10日に50歳以上のもの	13人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年7月10日に45歳以上※のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年7月10日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年7月10日に45歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年7月10日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年7月10日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成27年7月10日に45歳以上のもの（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、平成27年7月10日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍（雇用均等系統を含む。）のもので、平成27年7月10日に50歳以上のもの		

平成 27 年 8 月 11 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（2 か月間）

平成 27 年 8 月 24 日（月）午前 9 時 30 分から

平成 27 年 10 月 23 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 8 月 25 日（火）から平成 27 年 10 月 23 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※平成27年10月23日（金）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年10月23日までに定年に達する職員
- （4）平成27年8月24日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年8月24日から平成27年10月23日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成27年10月23日に50歳以上のもの	20人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年以内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年10月23日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用をうけるもので、平成27年10月23日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年10月23日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年10月23日に45歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年10月23日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成27年10月23日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用をうける職員以外のもので（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、平成27年10月23日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍（雇用均等系を含む。）のもので、平成27年10月23日に50歳以上のもの		

平成 27 年 11 月 24 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約 1 か月半）

平成 27 年 11 月 25 日（水）午前 9 時 30 分から

平成 28 年 1 月 8 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 28 年 1 月 8 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※平成28年1月8日（金）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成28年1月8日までに定年に達する職員
- （4）平成27年11月25日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年11月25日から平成28年1月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成28年1月8日に50歳以上のもの	14人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成平成28年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用をうけるもので、平成28年1月8日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成平成28年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年1月8日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年1月8日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用をうける職員以外のもので（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、平成28年1月8日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍（雇用均等系を含む。）のもので、平成28年1月8日に50歳以上のもの		

平成 28 年 1 月 29 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約 2 か月）

平成 28 年 2 月 1 日（月）午前 9 時 30 分から

平成 28 年 4 月 1 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 1 日（火）から平成 28 年 4 月 1 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※平成２８年４月１日（金）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は、（注２）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

６ 本件に関する相談先

上記５①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注１）次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （１）非常勤職員
- （２）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （３）平成２８年４月１日までに定年に達する職員
- （４）平成２８年２月１日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成２８年２月１日から平成２８年４月１日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （１）この募集実施要項に適合しない場合
- （２）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （３）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （４）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

別紙

実施 権者	区分	募集の対象	募集 人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成28年4月1日に50歳以上のもの	49人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用をうけるもので、平成28年4月1日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用をうける職員以外のもので、平成28年4月1日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用をうける職員以外のもので（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、平成28年4月1日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍（雇用均等系統を含む。）のもので、平成28年4月1日に50歳以上のもの		

平成 27 年 11 月 27 日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する地方籍の職員のうち、労働基準系統及び職業安定系統のもので、平成 28 年 3 月 31 日に 50 歳以上のもの

2 募集人数

全国で 70 人

3 募集の期間（約 2 週間）

平成 27 年 12 月 4 日（金）午前 8 時 30 分から

平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時 15 分まで

※ 応募受付人数の上限（80 人）に達した場合、当該日付の午後 5 時 15 分をもって受付を締め切ることとし、直ちに周知する。また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成 28 年 2 月 29 日（月）から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先（別紙）に提出する。応募は、原則として電子メールによることとするが、インターネットに接続する環境にない者は、郵送又は持参による応募も可とする。郵送により応募する場合は、総務課長宛てに親展で送付（募集期間内に必着）するとともに、必ず所属している都道府県労働局の応募先に電話等で郵送した旨を連絡すること。また、過去の募集に応募し不認定と

なったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する（下記③の「応募取下げ申請書」についても同様）。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課（別紙のとおり。）

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）平成28年3月31日までに定年に達する職員

（4）平成27年12月4日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。

以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月4日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

（5）上記（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超え、次の方法による場合

① 募集人数を限度として、以下の方法で認定をする。

ア まず、過去の都道府県労働局に所属する地方籍の職員を対象とした早期退職募集に応募し上記（1）から（4）以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

イ 次に、ア以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

- ② 生年月日と同じである者があるため①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定をする（※）。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

ア メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

イ 郵送による応募

a 書留、特定記録等、配達記録が確認できる手段による応募

配達と記録された日時

b a以外の手段による応募

応募先で受領した日の午後5時15分

ウ 持参による応募

持参した日時（応募先及び応募者双方で確認した日時）

- ③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者について不認定とする。

なお、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、①及び②の方法に従い、認定をする。

平成 28 年 1 月 15 日
関 東 信 越 厚 生 局 長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
関東信越厚生局長	関東信越厚生局に勤務するもののうち関東信越厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので平成 28 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの	

2 募集人数

2 人

※応募受付人数の上限を 3 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。
その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）
※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（22 日間）

平成 28 年 1 月 15 日（金）午前 9 時 30 分から

平成 28 年 2 月 5 日（金）午後 1 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成28年3月1日（火）～平成28年3月31日（木）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 平成28年2月19日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）平成28年3月31日までに定年に達する職員

（4）平成28年1月15日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年1月15日から平成28年2月5日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 27 年 7 月 7 日
東 海 北 陸 厚 生 局 長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
東海北陸 厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成 27 年 9 月 30 日に 45 歳以上のもの	

2 募集人数

3 人

- ※ 応募受付人数の上限を 5 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）
- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（26 日間）

平成 27 年 7 月 13 日（月）午前 9 時 30 分から

平成 27 年 8 月 7 日（金）午後 1 時まで

- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 9 月 1 日（火）から平成 27 年 9 月 30 日（水）

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス：[REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 平成27年8月21日（金）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

東海北陸厚生局 総務課 [REDACTED]

電話：[REDACTED]

E-mail：[REDACTED]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年9月30日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- （4）平成27年7月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年7月13日から平成27年8月7日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 27 年 12 月 25 日
東 海 北 陸 厚 生 局 長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
東海北陸 厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成 28 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの	

2 募集人数

3 人

- ※ 応募受付人数の上限を 5 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）
- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（36 日間）

平成 27 年 12 月 25 日（金）午前 9 時 30 分から

平成 28 年 1 月 29 日（金）午後 1 時まで

- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 1 日（火）から平成 28 年 3 月 31 日（木）

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス：[REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 平成28年2月12日(金)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

東海北陸厚生局 総務課 [REDACTED]

電話：[REDACTED]

E-mail：[REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成28年3月31日(退職すべき期日)までに定年に達する職員
- (4) 平成27年12月25日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年12月25日から平成28年1月29日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 28 年 1 月 6 日
近 畿 厚 生 局 長

近畿厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

近畿厚生局に勤務する職員であつて、近畿厚生局長により任命されたもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成 28 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの

2 募集人数

3 人

※応募受付人数の上限を 4 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（29 日間）

平成 28 年 1 月 15 日（金）午前 9 時 30 分から

平成 28 年 2 月 12 日（金）午後 1 時 00 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 1 日（火）から平成 28 年 3 月 31 日（木）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記

入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：[REDACTED]

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 平成28年2月29日（月）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

近畿厚生局 総務課 [REDACTED]

電話：[REDACTED]（内線）[REDACTED]

E-mail：[REDACTED]
[REDACTED]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）平成28年3月31日（退職すべき期日）までに定年に達する職員

（4）平成28年1月15日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年1月15日から平成28年2月12日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は4人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 27 年 12 月 18 日
四 国 厚 生 支 局 長

四国厚生支局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
四国厚生 支 局 長	四国厚生支局に勤務するもののうち四国厚生支局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成 28 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの	

2 募集人数

1 人

- ※ 応募受付人数の上限を 2 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）
- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（40 日間）

平成 27 年 12 月 21 日（月）午前 8 時 30 分から

平成 28 年 1 月 29 日（金）午後 1 時まで

- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 1 日（火）から平成 28 年 3 月 31 日（木）までの間

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス：例) [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 平成28年2月12日(金)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

四国厚生支局 総務課 [REDACTED]

電話：087—851—9565

E-mail：[REDACTED]
[REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成28年3月31日(退職すべき期日)までに定年に達する職員
- (4) 平成27年12月21日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年12月21日から平成28年1月29日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は 1 人、応募受付人数の上限は 2 人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3 番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 1 人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日
九 州 厚 生 局 長

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

九州厚生局に勤務する者であって、九州厚生局長により任命された者のうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので平成 2 8 年 3 月 3 1 日に 4 5 歳以上のもの

2 募集人数

2 人

※応募受付人数の上限を 6 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について）を参照すること）

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（約 2 ヶ月）

平成 2 7 年 1 2 月 1 日（火）午前 9 時 3 0 分から

平成 2 8 年 1 月 2 9 日（金）午後 1 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 2 8 年 3 月 1 日（火）から平成 2 8 年 3 月 3 1 日（木）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス：

総務課長

総務課長補佐 (CC)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成28年2月12日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2) を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

九州厚生局 総務課長

総務課長補佐

電話：092—707—1115

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成28年3月31日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- (4) 平成27年12月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月1日から平成28年1月29日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は6人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 7番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 2 8 年 2 月 1 日
国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究所長により任命されたもので平成 2 8 年 3 月 3 1 日に 4 5 歳以上※のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前 1 5 年内の年齢以上であること。

2 募集人数

2 名

※応募受付人数の上限を 4 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること。）。

3 募集の期間（6 0 日間）

平成 2 8 年 2 月 1 日（月）午前 9 時 1 5 分から

平成 2 8 年 3 月 3 1 日（木）午後 6 時 0 0 分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成 2 8 年 3 月 1 日（火）から平成 2 8 年 3 月 3 1 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

①応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス：

○担当窓口： 国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係

電話：

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成28年3月31日（木）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ。

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）平成28年3月31日までに定年に達する職員

（4）平成28年2月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年2月1日から平成28年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は2人、応募受付人数の上限は4人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要綱に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要綱（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とすることがある。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成28年1月29日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立感染症研究所に勤務するもののうち、国立感染症研究所長により任命されたもので、平成28年3月31日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

3名

※応募受付人数の上限を5人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」について）を参照すること）

3 募集の期間（47日間）

平成28年2月1日（月）午前9時00分から

平成28年3月18日（金）午後6時00分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：[REDACTED]

※FAX：[REDACTED]

○担当窓口：国立感染症研究所総務部総務課人事係 [REDACTED]

電話：[REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 平成28年3月25日(金)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
(職員個人のアドレスに送付しないこと。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成28年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成28年2月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月1日から平成28年3月18日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は
長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成27年11月27日
成田空港検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

成田空港検疫所に勤務し、成田空港検疫所長により任命され平成28年3月31日に45歳以上のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1ヶ月間）

平成27年12月1日（火）午前 9時30分から

平成28年1月8日（金）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

○担当窓口

厚生労働省医薬食品局食品安全部

企画情報課検疫所業務管理室人事・給与係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成28年1月29日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成28年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年12月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月1日から平成28年1月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成28年2月8日
国立武蔵野学院長
国立きぬ川学院長

国立児童自立支援施設早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立児童自立支援施設に勤務するもののうち、国立武蔵野学院長及び国立きぬ川学院長により任命されたもので、平成28年3月31日に45歳以上のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

2人

※ 応募受付人数の上限を3人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。
その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について）を参照すること）

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（22日間）

平成28年2月8日（月）午前8時30分から

平成28年2月29日（月）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成28年2月29日（月）から平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛に持参または院内ネットワークによるメ

ールにて提出する

○担当窓口

国立武蔵野学院：庶務課長

国立きぬ川学院：庶務課長

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 平成28年3月18日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）平成28年3月31日までに定年に達する職員

（4）平成28年2月8日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年2月8日から平成28年2月29日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、持参時刻及びメール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②の持参時刻及びメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

平成 27 年 12 月 8 日
国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもののうち国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたもので、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成 28 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前 15 年内の年齢以上であること

2 募集人数

6 人

3 募集の期間（約 2 ヶ月間）

平成 27 年 12 月 9 日（水）午前 8 時 30 分から

平成 28 年 1 月 29 日（金）午後 5 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 12 月 31 日（木）から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：管理部総務課人事係

電話：

（内線）

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成28年2月12日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成28年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年12月9日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月9日から平成28年1月29日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合